

コンテンツの利用に係るルールの現状等

私的使用のための複製

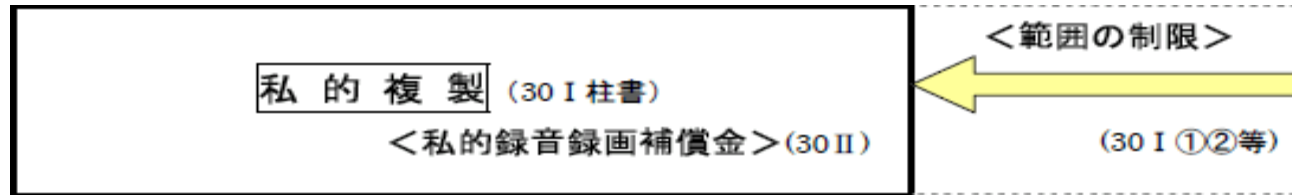
著作権法(昭和45年法律第48号)

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は 家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
 - 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の交換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合
- 2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

私的使用のための複製



個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする複製(以下「私的複製」という。)については、實際上家庭内の行為について規制することは困難である一方、零細な複製であり、著作権者等の経済的利益を不当に害することがないと考えられたため、著作物を複製することができる(第30条第1項及び第102条第1項)。

著作権法は他方において、昭和45年の現行法の制定以降、技術革新を踏まえ、私的複製の範囲として権利制限を認めておくことが不適切と考えられるものについては、上記の趣旨も踏まえながら、私的複製の範囲を制限し(第30条第1項第1号及び第2号)、あるいは、私的複製の範囲内において行われる私的録音録画については、一定の条件の下で補償金を課すことにより(第30条第2項)、権利の保護と公正な利用とのバランスを図ってきたところである。なお、その際の考慮要素としては、上記の趣旨とあわせて、個人的かつ家庭内の複製について個別に権利を行使しようとする場合の費用(トランザクションコスト)の存在も含めて考えられるものといえる。

著作権法違反罰則強化について

著作権法(昭和45年法律第48号)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)

二 (略)

著作権の侵害は「犯罪行為」であり、権利者が「告訴」を行うことを前提として、「5年以下の懲役」又は「500万円以下の罰金」(懲役と罰則の併科も可)。

第1号カッコ書きにおいて、私的使用の目的で自ら著作物の複製を行った者について、その行為が著作権侵害に該当しても、これを処罰しない旨を規定。

【罰則引き上げの変遷】

	昭和45年	昭和58年	平成3年	平成8年	平成11年	平成16年
著作権等 侵害罪 (§119)	3年以下 30万以下	3年以下 100万以下		3年以下 300万以下		5年以下 500万以下

今回、著作権侵害罪及び秘密保持命令違反罪を引き上げることに伴い、その他の著作権法違反の罰則について、著作権侵害罪とのバランスと各規定の趣旨を照らし合わせながら、罰則の引き上げの必要性を慎重に判断することが適当である。

著作権法違反の実態

【著作権における損害賠償額について（単位：百万円、百万円以下は四捨五入）】

	最大	平均	最小
特許権	3,059	183	0.006
実用新案権	198	35	1
意匠権	451	37	0.02
商標権	200	21	0.0005
著作権	164	13	0.01
不正競争	237	18	0

平成10年1月1日から平成15年12月31日までの期間に判決が下された損害賠償請求事件であって、当該請求が全部又は一部容認されたものを対象

出典：『平成15年度我が国経済構造に関する競争政策的観点からの調査研究 - 知的財産侵害訴訟における損害賠償額の算定についての判例に関する調査研究 - 』知的財産研究所

【知的財産権侵害事犯の検挙状況（平成13年～17年）】

区分	件数・人員		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	655	371	642	412	789	407	1,233	640	1,615	798		
商標法	417	253	476	287	542	271	910	479	1,138	551		
不正競争防止法	40	17	15	5	15	20	7	1	29	37		
著作権法	187	82	147	115	229	110	315	159	445	206		
特許法	3	7	2	2	2	4	0	0	1	2		
意匠法	7	10	2	3	0	0	1	1	2	2		
実用新案法	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0		

出典：『平成18年警察白書』警察庁

放送番組の不正流通事例

2001年2月19日、TBS系のBS-iが放送した「ジャニーズ筋肉番付！炎の体育会NO.1決定戦」を録画したビデオを、インターネット上のヤフー・オークションに出品し、神奈川県的女性など2人にそれぞれ6500円で販売したとして、26歳の女性が著作権法違反容疑で逮捕。

高画質・高音質のデジタル記録方式「D-VHS」規格のビデオデッキを使ったと見られ、録画したビデオは、2000年12月中旬から2001年1月初旬にかけて7、8回にわたりオークションに出品、購入者とみられる約30人から計約20万円の振り込みがあった模様。調べに対し、「ほかのファンもやっているのでまねをした」などと供述している。

(2001年2月 読売新聞、日経産業新聞より)

2003年4月、BSデジタルで放送された「松田聖子カウントダウンライブパーティー'02～'03ライブ」を録画したテープを、インターネットの競売サイトで1本4000～5500円で売ったとして埼玉県男性が著作権法違反容疑で逮捕。

同年9月、東京地裁で懲役3年、執行猶予4年（求刑懲役3年）の判決が言い渡された。

(2003年9月 朝日新聞より)

私的複製に関する著作権法改正経緯

(1) 昭和59年改正(公衆向けに設置された自動複製機器を用いた複製)

私的複製であっても、公衆による使用を目的として設置されている自動複製機器を用いて行う複製については、権利制限規定の対象とならない(第30条第1項第1号及び第102条第1項)。また、このような自動複製機器を営利を目的として、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者に対しては刑罰が科せられる(第119条2号)。ただし、当分の間、ここでいう自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製のために使用されるものを含まない(附則第5条の2)。

【趣旨】公衆の利用に供することを目的として設置された自動複製機器を用いた私的複製については、家庭のような閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する趣旨を逸脱すると考えられることから、権利制限規定の対象から除外したもの。

なお、文献複写の分野については、必ずしも権利の集中処理の体制が整っていないことから、附則第5条の2において、当分の間の措置として、権利制限の対象から除外される自動複製機器には文献複写機は含まないとされている。

(2) 平成4年改正(私的録音録画補償金制度)

私的複製のうち、デジタル方式の私的録音録画については、政令で定める機器及び記録媒体による録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を権利者に支払わなければならないとされた(第30条第2項及び第102条第1項)。

【趣旨】デジタル方式の私的録音録画については、広範かつ大量に行われ、さらに市販のCD等と同等の高品質の複製物を作成しうるものであることから、そのような私的録音録画を自由とする代償として、政令で定める機器及び記録媒体による録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を権利者に支払わなければならないとしたもの。

(3) 平成11年改正(技術的保護手段の回避による私的複製)

私的複製であっても、技術的保護手段(第2条第1項第20号)の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う複製については、権利制限規定の対象とならない(第30条第1項第2号及び第102条第1項)。

【趣旨】技術的保護手段が施されている著作物等については、その技術的保護手段により制限されている複製が不可能であるという前提で著作権者等が市場に提供しているものであり、技術的保護手段を回避することによりこのような前提が否定され、著作権者等が予期しない複製が自由に、かつ、社会全体として大量に行われることを可能にすることは、著作権者等の経済的利益を著しく害するおそれがあると考えられることから、権利制限規定の対象から除外したもの。

アメリカ著作権法 フェア・ユース

アメリカ著作権法

第107条 排他的権利の制限:フェア・ユース

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

【フェア・ユースについて】

他者の著作物を許可なしに使用する場合であっても、使用の目的、著作物の性質、使用する量や程度、潜在的な市場・価値への影響といった要素(ファクター)を勘案して、公正な使用であると判断される場合には、著作権侵害とはならない。

フェア・ユースは判例上確立されてきた法理であり、第107条において4つのファクターが示され、判断の基準が一応示されているものの、具体的な取扱い方については最終的にはケース・バイ・ケースである。

4つのファクターは排他的なものではなく、裁判所が必要に応じて新たなファクターを考慮することもありうる。また、これら4つのファクターはそれぞれのファクターごとに個別に検討され、全体を総合的にみて著作権の目的に照らしてフェア・ユースの判断が行われる。

参考:「アメリカ著作権法入門」 白鳥綱重 信山社 2004年

フェア・ユース関連判例 * ベータマックス訴訟「タイム・シフティング」

家庭用のビデオテープレコーダを用いて、一般消費者がTV番組を録画する行為が著作権侵害であるとして争われた判例（製造・販売している点でソニーの責任も争われた）。最高裁は、消費者による家庭での「時間移動」(time-shifting)を目的としたビデオ録画行為はフェア・ユースに該当するとした。

(Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc., 464 U.S. 417, 104 S.Ct. 774 (1984))

【ベータマックス訴訟における、フェア・ユースの4つのファクターについての最高裁の判断】

家庭での私的使用のための時間移動は、非商業的・非営利的な活動として性格付けるべき

そこで問題となっているのはテレビ番組であり、それはもともと無料で放送されているという性格のもの

「時間移動」は、そのような番組について時間をずらして見ることができるようにするものにすぎないから、番組全体が録画により複製されるということは、本件ではフェア・ユースの認定に不利に作用するという通常の効果は有しない

商業目的の利用の場合は将来の害悪の恐れは推定されるが、非商業目的の場合は、著作権侵害を主張する側がその恐れを立証しなければならず、本件では「時間移動」による将来の害悪の恐れについての立証はなされなかった

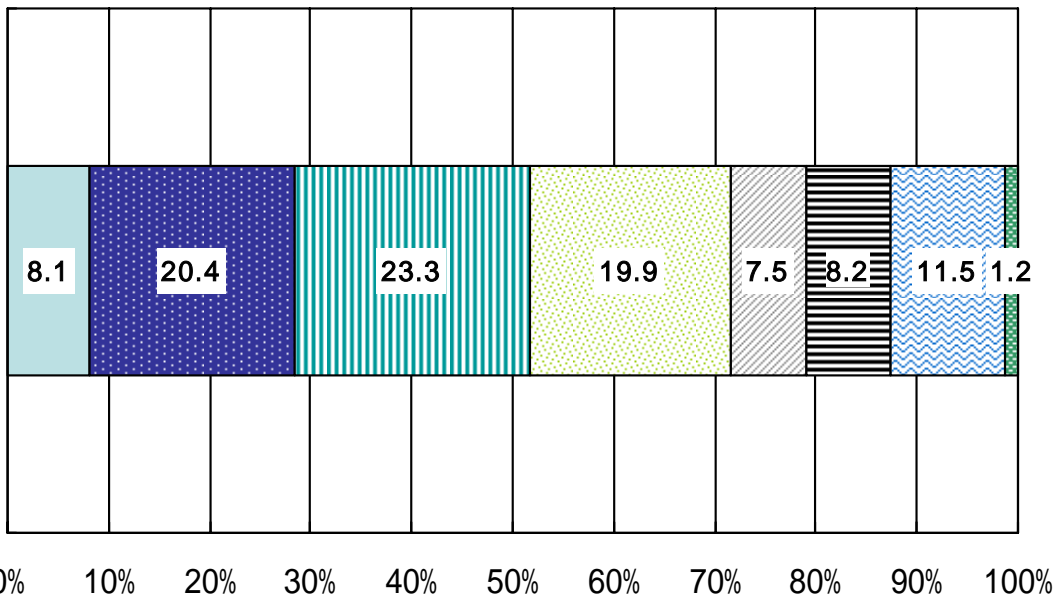
以上から、「時間移動」はフェア・ユースであると結論付けられている。

(参考)

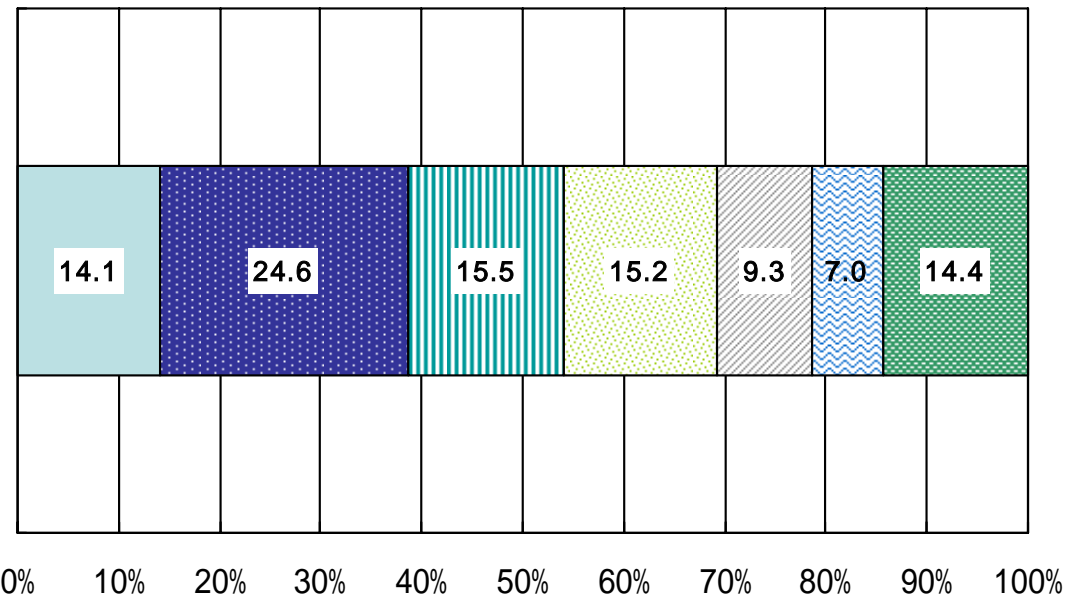
〔文化審議会 著作権分科会 私的録音録画小委員会
第3回 資料1「私的録画をめぐる実情の変化等」より抜粋〕

録画経験と頻度

1991年度調査



2005年度調査



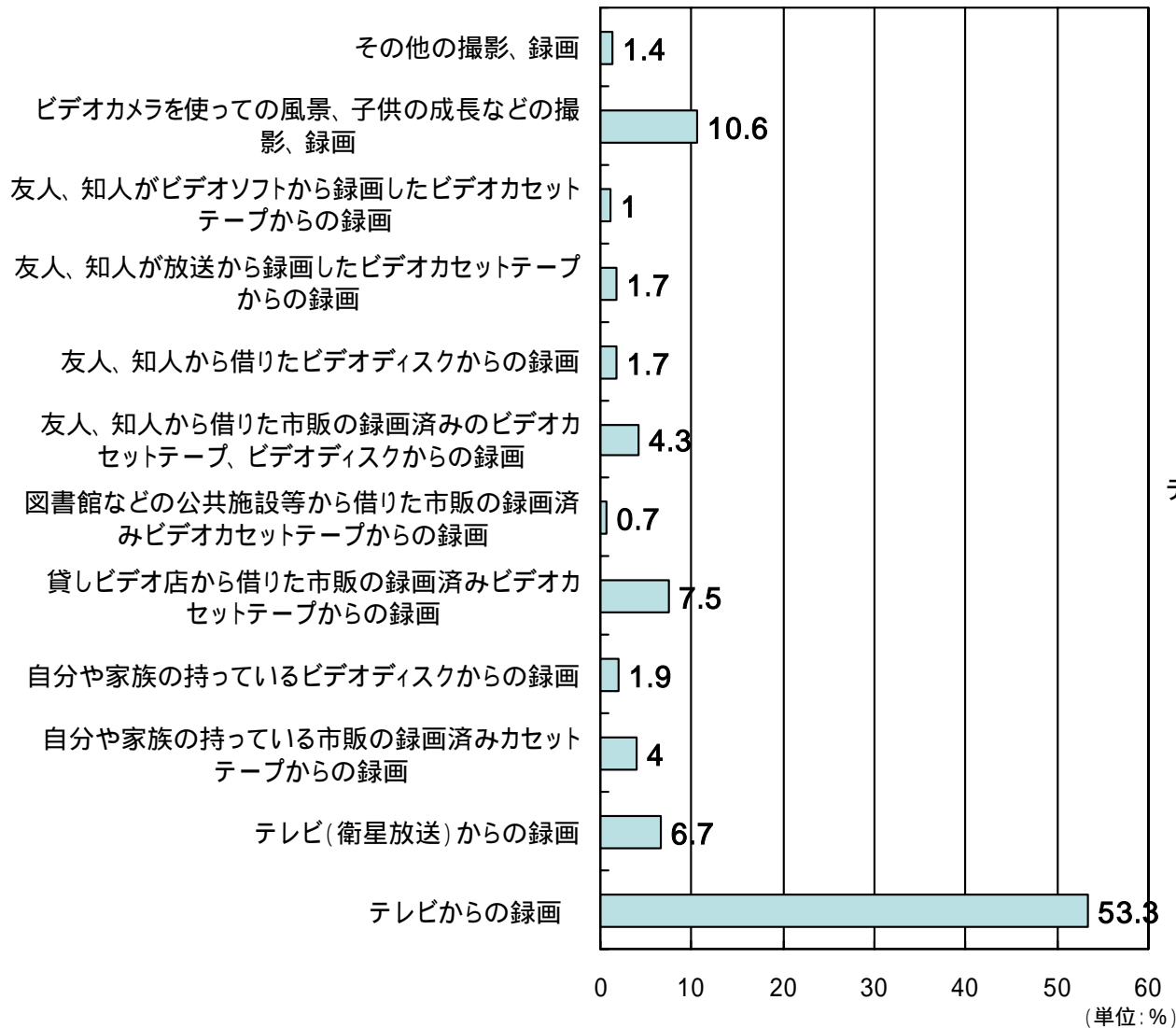
- | | | |
|-----------|---------|---------|
| ■ ほぼ毎日 | ■ 週2~3回 | ■ 週1回程度 |
| ■ 月2~3回程度 | ■ 月1回程度 | ■ 年1~2回 |
| ■ 殆ど録画しない | ■ わからない | |

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| ■ ほぼ毎日 | ■ 週2~3回 | ■ 週1回程度 |
| ■ 月2~3回程度 | ■ 月1回程度 | ■ それ以下 |
| ■ 不明 | | |

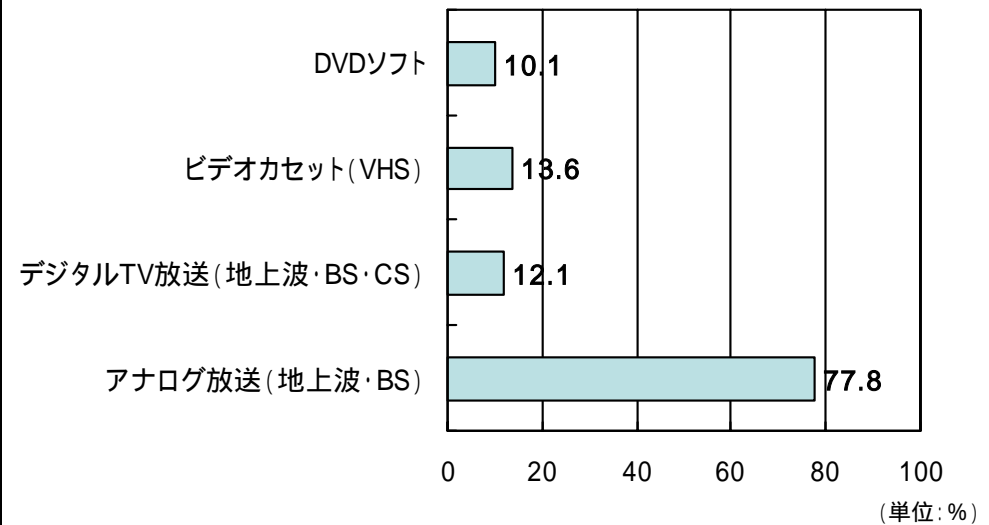
出典:「私的録音・録画に関する実態調査報告書」私的録音・録画に関する実態調査委員会 平成3年8月
 「映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する調査研究報告書」日本映像ソフト協会 2006年3月

録画源

1991年度調査

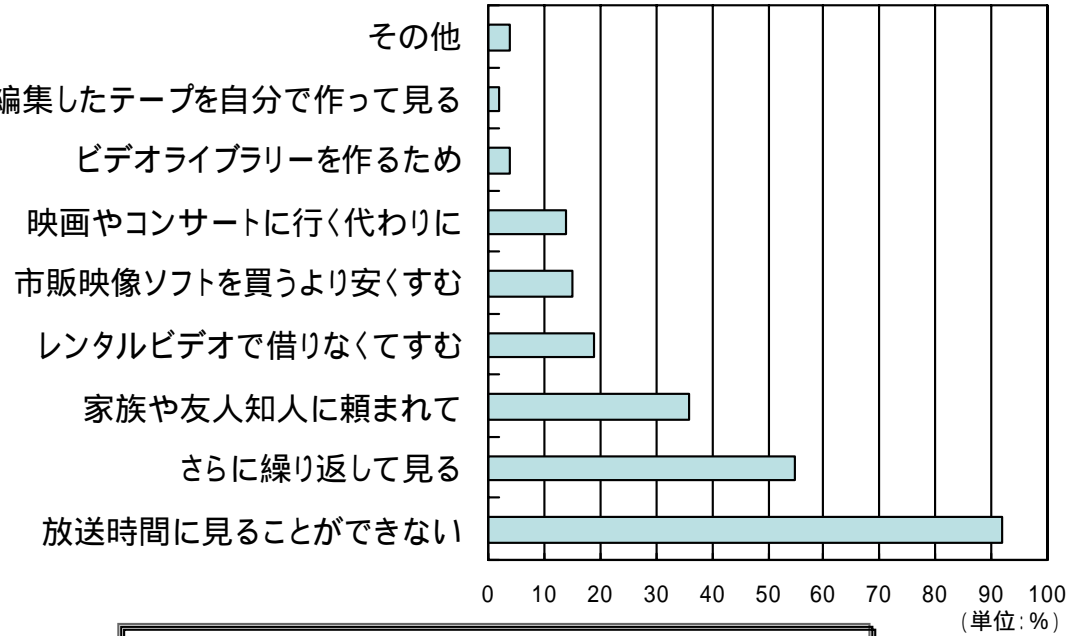


2005年度調査



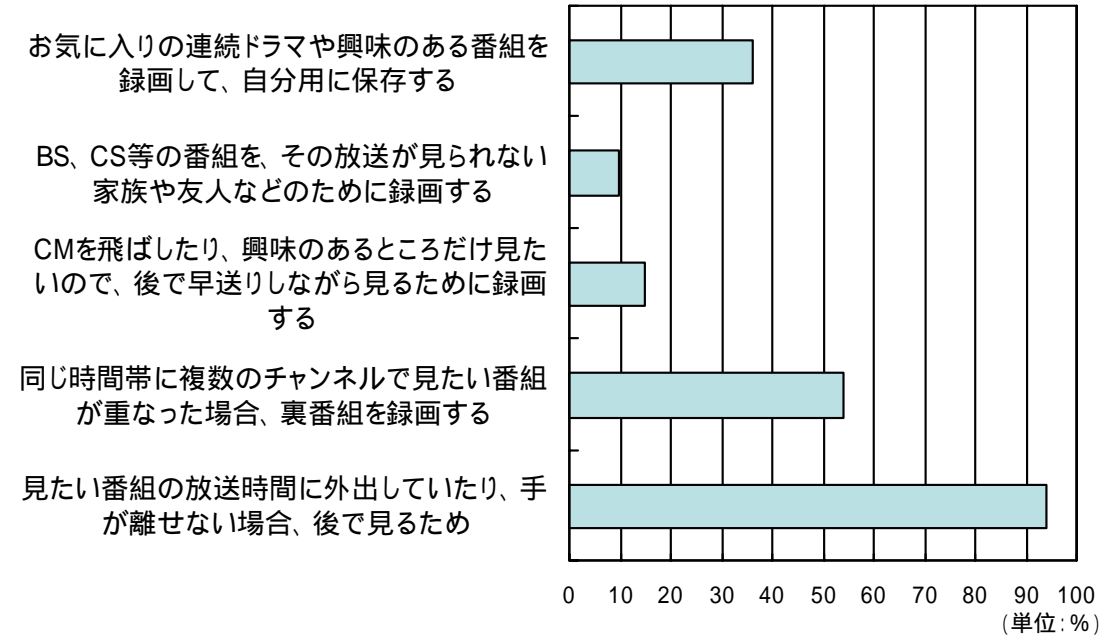
出典:「私的録音・録画に関する実態調査報告書」私的録音・録画に関する実態調査委員会 平成3年8月
 「映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する調査研究報告書」日本映像ソフト協会 2006年3月

録画目的



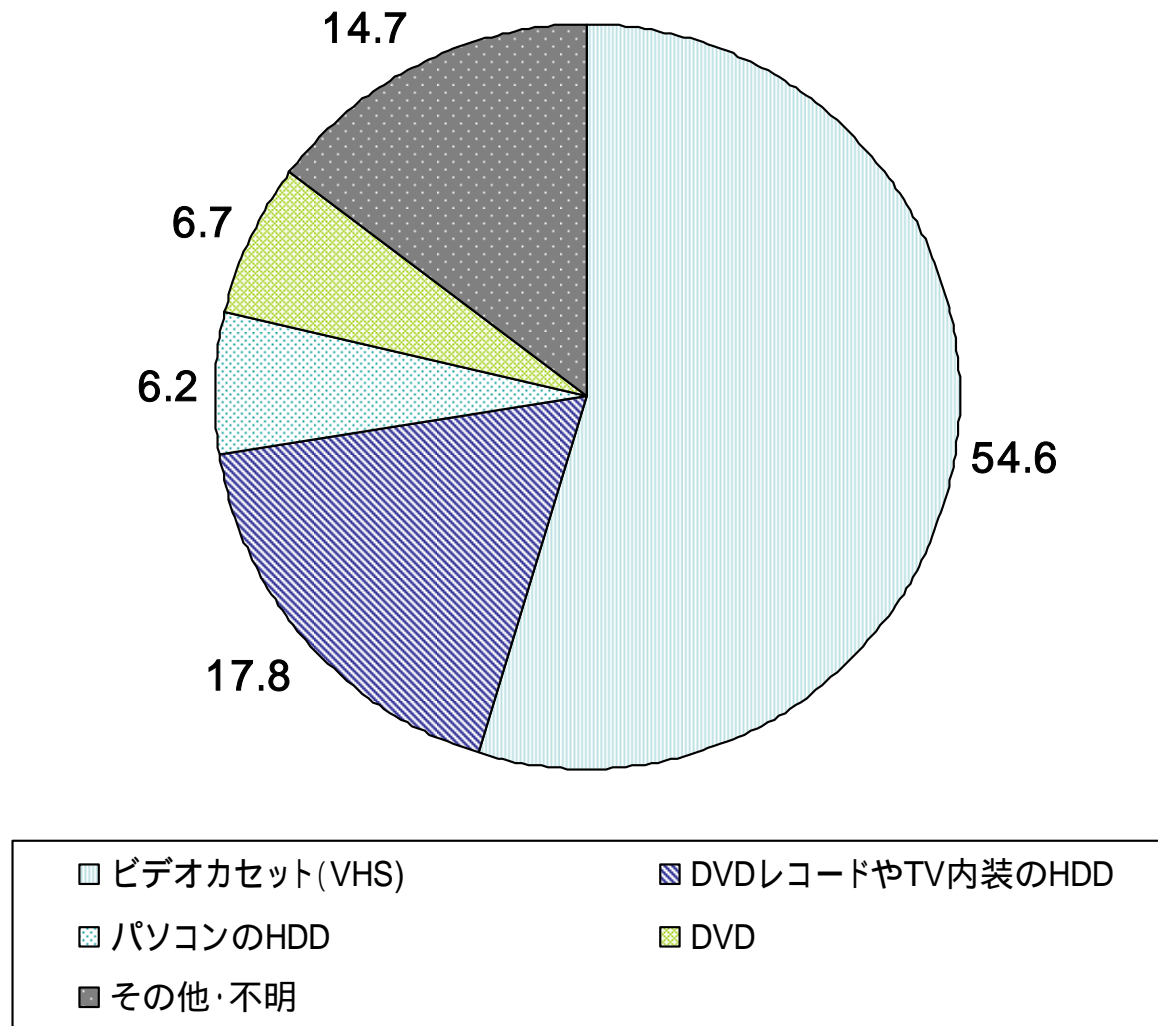
1998年度調査(テレビ番組の録画目的)

2005年度調査(テレビ放送録画の目的)



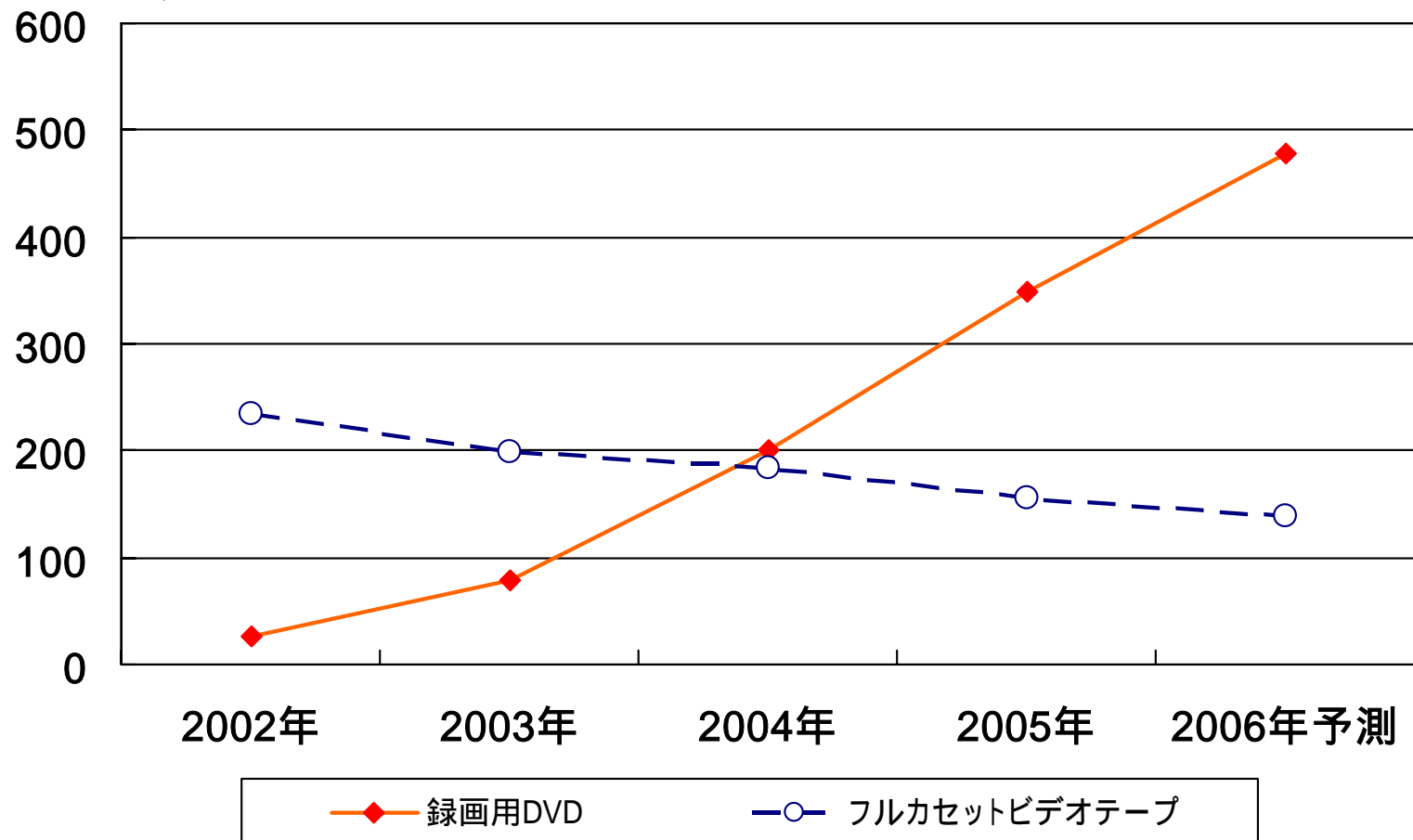
出典:「個人録画に関する実態調査報告書」日本映像ソフト協会 他 1999年4月
 「映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する調査研究報告書」日本映像ソフト協会 2006年3月

録画・ダビングするメディア



記録媒体の需要

(単位:百万枚)



(単位:百万枚)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年予測
録画用DVD	27	79	192	372	479
フルカセットビデオテープ	234	199	183	156	138
合計	261	278	375	538	617